2026 年 11 月 1 日
浅井産業株式会社
取締役社長　網本 尚史

# 「労務費の適切な転嫁のための取り組み」

当社は、2023 年 11 月 29 日に内閣官房及び公正取引委員会から示された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を受け、労務費の上昇分についての取引価格への転嫁に適切に取り組んでまいります。
具体的な対応については以下の通りです。

## １．価格決定方法

不合理な価格低減要請は行いません。取引単価の決定にあたっては、仕入先様と業界の慣行に応じて定期的に協議の機会を設けます。仕入先様の適切な利益を含み、仕入先様における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切に取った上で決定します。
また、労務費に限らず、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分についても協議します。
なお、取引単価の決定を含め契約にあたっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ２．価格協議に用いる資料について

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を仕入先様に求める場合には、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、仕入先様が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重いたします。

## ３．価格要請について

価格に関する困りごとがありましたら弊社　営業部までご連絡をお願いいたします。

以上